

# 令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会

開催日時：令和7年11月7日（金）

18:00～20:00

場 所：和光市役所 5階503会議室

## 1. 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 子どもの権利条約と他自治体の子どもの権利条例について
  - (2) 子どもの権利に関するアンケート調査について
  - (3) その他
3. 閉会

## 2. 会議資料

1. 配布資料
  - (1) 令和7年度第2回こども・若者部会 次第
  - (2) 【資料1】子どもの意見表明・参画のグランドルール
  - (3) 【資料2】読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条
  - (4) 【資料3-1】武藏野市子どもの権利条例
  - (5) 【資料3-2】世田谷区子どもの権利条例
  - (6) 【資料3-3】本巣市こども憲章・本巣市子どもの権利条例
  - (7) 【資料4】子どもの権利に関するアンケート調査の実施について
  - (8) 【資料5-1】子どものけんりにかんするアンケート調査項目（案）（小学校1～3年生）
  - (9) 【資料5-2】子どもの権利に関するアンケート調査項目（案）（小学校4～6年生）
  - (10) 【資料5-3】子どもの権利に関するアンケート調査項目（案）（中学生）
  - (11) 【資料5-4】子どもの権利に関するアンケート調査項目（案）（高校生相当）
  - (12) 【資料6】令和7年度第1回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会に付された事項に対する審議結果について（報告）（案）

出席委員		事務局	
部会長	中 智美	子どもあんしん部長	平川 京子
田中 幸乃		子ども家庭支援課長	飯田 真子
川畠 穂乃果		子ども家庭支援課課長補佐	富澤 崇
岩橋 英莉花		子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査	渡邊 美緒
木下 葵		子ども家庭支援課子ども施策担当主事	奥村 北斗
		子ども家庭支援課児童相談担当主事補	秋山 花凜
コーディネーター（和光市子ども・子育て支援会議 会長） 森田 明美			
傍聴者			
なし			

### 3. 会議録

記

#### 事務局（富澤課長補佐）

本日は、ご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは会議の開催に先立ちまして、本日の配付資料について確認をさせていただきます。お手元にご準備ください。

(資料の確認)

資料の不足がある方は、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

開会前にご案内申し上げます。この会議は和光市市民参加条例第12条第4項第3号に規定に基づき、議題(2)以降は非公開とさせていただきます。また、会議は会議録作成のため録音させていただきます。録音した音声は会議録作成後に消去いたします。

本日は、ご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。会議開催前に、子どもあんしん部長の平川よりご挨拶申し上げます。

#### 事務局（平川部長）

こんばんは。今日は、学校やお仕事でお疲れのところ、令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議こども・若者部会にご出席いただきましてありがとうございます。今回の議論は、前回より1つ具体的に和光市における子どもの権利条例を策定するための議論に入ります。肩肘はらず、自然体で意見を自由に発言していただければと思います。そして、子どもの権利条例の策定と運用にむけて、地域全体で機運を高め、継承していく必要があると思います。今、市としても小学校を拠点としている地区社協や民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡会、和光市商工会、自治会連合会に子どもの権利保障を地域でも実践していただきたいことや、子どもの権利条例の理解・協力のお願いをしております。さらに、本町小学校の学校だより7月号には子ども基本法、8・9月号には子どもの権利条約と子どもの権利条例について掲載されておりました。市内のあらゆるところに子ども・若者の応援団を広めて参りたいと考えております。本日もよろしくお願ひいたします。

#### 事務局（富澤課長補佐）

平川部長、ありがとうございました。

本日は、コーディネーターとして子ども・子育て支援会議より学識の森田会長にお越しいただいております。ひとことお願ひいたします。

#### 森田コーディネーター

週末の寒くなった時期に、夕方このように集まることは大変な決意だと思います。今お話をあったように、子ども・若者部会を組織したのは、今までの大人文化から子ども・若者が参加し、一緒に考えるため

に組織しております。会議体は公に公開しているがゆえに、みなさんの意見を公に取り入れることができます。しかし、公にすることは危険を伴います。例えば、私たちはメールや電話番号を交換しております。そのため、色々なところから相談が来たり、時にはカスタマーハラスメントまがいのような苦情等がきたりします。そのようなことに耐えなくてはならず、ある意味、大人の責任とも言えます。しかし、みなさんにはまだこどもです。こどものことで、保護しなくてはなりません。保護をしつつも、自由に意見を言えるようにしなくてはなりません。公開するものと公開しないもの、うまく調整してこども・若者の意見をきちんと反映していきたいと思っています。そのために、どうしたらよいか日々考えています。ぜひ、気づいたことはみなさん仰ってください。色々なところで元気なこども・若者たちが登場しております。埼玉県内でも、色々な活動がなされています。それらを、紹介していきたいと思っています。また、負担にならないかたちで、しかし、何かしら成果が出るかたちで活動を紹介したいと思っています。遠足がてら視察に行く等も面白いかなと思っています。若者たちの会議体が交流するということ、様々な場所で行われています。今度、全国から自治体の人たちが集まって、2月7日に「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムがあります。和光市から子どもあんしん部の平川部長が話をしてくださる予定です。色々な自治体にこのような若者の会議体ができています。資料には、特徴的な条例を入れました。今現在、こどもの権利条例は86, 7くらいあります。特徴的なものを見ながら、和光はどういうものを作った方がいいか考えたらいいと思います。もっと知りたいという人は、情報提供いたします。それでは、中さんの方にお任せします。

#### **事務局（富澤課長補佐）**

---

ありがとうございました。続きまして、第1回こども・若者部会はご欠席の、田中幸乃委員より、ひとことお願ひいたします。

#### **田中委員**

---

（田中委員挨拶）

#### **事務局（富澤課長補佐）**

---

田中委員、ありがとうございました。

それでは、和光市子ども・子育て支援会議条例第8条の規定に基づき、議長を中部会長にお願いしたいと思います。中部会長よろしくお願ひいたします。

#### **中部会長**

---

それでは、議長を務めさせていただきます

ただいまから令和7年度第2回こども・若者部会を開催いたします。まず和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項の規定により、会議の開催要件として、委員の過半数の出席が必要となります。本日の参加状況について事務局から報告お願いします。

#### **事務局（富澤課長補佐）**

---

委員5名のうち本日5名全員のご出席をいただいております。

## 中部会長

---

開催要件の過半数を超えておりますので、会議は成立します。

傍聴者の方はいらっしゃらないため、注意事項については、割愛いたします。会議をはじめる前に、改めてこの会議のグランドルールについて確認をさせてください。事務局より、説明をお願いします。

## 事務局（渡邊統括主査）

---

グランドルールにつきましては、お手元の【資料1】「子どもの意見表明・参画のグランドルール」をご覧ください。

### （1）委員のグランドルール

委員は、安心して参画できるように、次のルールを守ってこの会議に参加してください。

#### ① 秘密をみんなで守ります

- 誰が何を話したかについては他言しないでください。
- SNSなどにアップしないよう、お願いします。
- 市や大人が、この会議で話したことを、条例や条例を説明する資料に反映するときは、誰が話したかわからないようにします。

#### ② 意見を尊重します

- 自分と違う意見が出たとしても、相手の意見を尊重します。
- 市は、みなさんの意見を「子どもの意見」としてしっかりと受けとめます。

#### ③ 自分のペースで参加することができます

- 意見を言いたくないときは、言わなくても大丈夫です。
- 人の意見を聞いて、何か思い出したりしたら、その意見もぜひ話してください。

#### ④ このほかにも、参加者がルールを決めることができます

### （2）傍聴者のグランドルール

傍聴者は、子どもが安心して参画できるように、次のルールを守ってこの会議を傍聴してください。

#### ① 誰が何を話したかについては、他言しないでください。

写真や動画は撮らないでください。SNSなどにアップしないようお願いします。

#### ② 話したことや、意見一つ一つをそのまま受けとめ、尊重してください。

#### ③ 傍聴席からそっと見守ってください。

以上になります。

## 中部会長

---

今のお問い合わせについて、ご意見はございますか。

## 各委員

---

特になし。

## **中部会長**

---

参加者がルールを決めることもできますので、何かご意見があればお聞かせください。それでは、事務局の説明のとおり、このグランドルールで会議を開催いたしますので、委員のみなさまご協力をよろしくお願ひいたします。続いて、会議録の公開について事務局より説明をお願いいたします。

## **事務局（渡邊統括主査）**

---

会議録の公開については、和光市市民参加条例第12条第6項の規定に基づき会議録を作成し公表することとしています。委員名については、前回会議の議論に基づき、委員名は明記しない形とします。

## **中部会長**

---

続いて、議事録署名人を指名させていただきます。田中委員と木下委員に議事録の署名をお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。本日の議題は、(1) 子どもの権利条約と他自治体の子どもの権利条例について、(2) 子どもの権利に関するアンケート調査について、(3) その他になります。

## **事務局（渡邊統括主査）**

---

資料2をご覧ください。「読んでみよう！「子どもの権利条約第1～40条」という資料になります。他自治体においても、子どもの権利条例をつくるなかで、子どもの権利条約に則って条例が策定しているところです。みなさんと一緒に子どもの権利条約を読んで、理解を深めていただきたいと思っています。子どもの権利条約は、196の国と地域で批准されており、日本も批准しています。「第2条差別の禁止」、「第3条子どもにもっともよいことを」、「第6条生きる権利・育つ権利」、「第12条意見を表す権利」が子どもの権利の4原則として、和光市こども計画にも記載されています。資料2には、第40条まで子どものさまざまな権利が記載されています。和光市も、子どもの権利条約を基に、子どもの権利条例を作成していきたいと思っています。

資料3－1をご覧ください。武蔵野市子どもの権利条例になっております。子どもの権利条例は、全国的にも86,7という数が制定されています。和光市でも、令和9年12月制定、令和10年4月施行を目指しています。今回は、先進的・特徴的な自治体を3つ抜粋しています。特に、条例の前文には、子どもの意見が反映されています。

世田谷区の条例は、子どもが作り上げた内容となっています。前文に子どもの意見表明として、「1. 子どもの思い 私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。」と記載されています。次に、「2. 大人へのメッセージ 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。」というような子どもたちのメッセージ性が含まれています。また、区や大人の決意表明として、区や大人たちがどのように子どもたちを守っていくのか、子どもたちは権利の主体であるということが記載されています。

武蔵野市の条例は、前文の前半には全体の理念と市の宣言が書かれています。後半については、子ども

のメッセージとして「わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。」と記載されています。そのような前文があり、条例が定められています。子どもの権利4原則を基に、それぞれの自治体で特に必要な権利が、条例に位置づけられています。

本巣市こども憲章をご覧ください。市の教育委員会が作成したものであり、本巣市内の小・中学校及び義務教育学校に在籍している全児童に意見聴取されています。

和光市においても、このように子どもの権利条例を作成する予定となっています。

### 森田コーディネーター

---

条例というものは、その自治体の歴史や今を反映するかたちで作られています。特に大切なのは、子どもたちやこどもに最も近い若者たちが色々な意見を、市民の場に入って伝えることです。子どもや若者たちが、「自治体のルールに対して何が大事にされるところ子どもの権利を具体化する自治体になるか」を考えます。和光市では、条例を「今」作るということをうたっていますので、「今の子どもたちが大切にしたいことは何か」というところを考えなくてはなりません。条例は、いつ、どこで、誰が作るかによって全く違うものになります。だからこそ、和光市は和光市らしく作れば良いと思っています。市長や、みなさんの親も切に願っています。どのようにみなさんの意見を反映するかについて、検討していきたいと思います。

日本は1994年に「子どもの権利条約」を批准し、約30年になります。しかし、2023年に「子ども基本法」が制定され、一般原則を示すルールが整ったのは今から約2年前となります。そのため、ちょうどみなさまが子どもの時期というのは、葛藤の時期だったということになります。葛藤の仕方が、自治体によってだいぶ異なります。自治体が、それぞれ条例を策定してきたのは、学校や家庭等に共通認識を持たせ、みんなで協力するためです。例えば、豊島区と和光市では生活環境が異なるため、前文や条文に込める思いも異なります。条文は、4つの一般原則から成り立っているという話でしたが、自治体にとって、大切にしたい条文は異なります。例えば、戦争からの保護や拷問・死刑の禁止といった条文が、我が事として考えられる地域に住んでいる場合、非常に重要な条文となります。一方で、親が過度に教育熱心であるがために子どもたちが苦しくなっているという状況も考えられます。教育や受験のあり方、休息の権利、ヤングケアラーの問題等も地域によって重視する度合いが異なります。自分の見聞きしたことを意見として出してもらいつつ、地域でいろんな調査もなされているので、和光市としてどのような条文を大事にすれば良いのか自由に考えてほしいです。例えば、武蔵野市では、第3条に子どもの権利が明記されていますが、全て書かれているという訳ではありません。世田谷区では、第2章に基本となる権利が記載されています。世田谷区では、第3条に子どもの権利条例の目標として、「(1)子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。(2)子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。(3)子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。」とまとめられています。子どもの権利の条文は、「権利のカタログ」と呼んでいます。子どもの権利条約のなかから、大事にしたいことを選び出して、条文のなかに入れていただきたいと思っています。例えば、世田谷区らしいものでいうと、「休息する権利」が明記されています。どのような権利を大切にしたいか、子どもたちみんなで考えていきたいと思っています。本巣市(岐阜県)では学校全体で考

え、条例を作り上げたという事例もあります。前文・目的・条文はこどもたちが考えつつ、専門的な整理は大人たちが行い、こどもたちと一緒に考えることを繰り返すというかたちで作成していくという流れになります。そのため、自治体によってかなり異なると言えます。

## 中部会長

---

今、会長の方から説明がありましたが、質問はありますか。

## 委員

---

特になし。

## 中部会長

---

ありがとうございました。子どもの権利条例の制定に向け、「子どもの権利」の理解を深めることができたと思います。和光市独自の条例の制定には、子どもの声を聴き反映することが大切です。その一つとして、次の議題でもあるアンケート調査に繋がると思います。

それでは、議題(2)「子どもの権利に関するアンケート調査について」について事務局から説明お願いします。

## 事務局（渡邊統括主査）

---

資料4をご覧ください。「子どもの権利に関するアンケート調査の実施について」という資料になります。1. アンケート調査の概要をご確認ください。(1) 調査の目的 本調査は、市民の子どもの権利に関する意識等を把握し、「(仮称)和光市子どもの権利条例」を制定するための基礎資料を得ることを目的として実施します。(2) 調査対象者及び調査方法 市内在住・在勤・在学の方を調査対象とすることとしています。調査対象者は、①小学1年生～3年生、②小学4年生～6年生、③中学生、④高校生相当としています。小中学生については、市内小中学校の調査の協力依頼を予定しています。タブレットより、WEBアンケート形式で回答していただく予定です。先日、校長会にて依頼し、実施する方向性となっています。続いて、高校生相当については、同じくWEBアンケートにて実施し、市内高校に調査の協力を依頼する予定です。市内高校に在学ではない市内在住の高校生については、市公式LINE・X等のSNS、広報わこう、HPで周知を行う予定です。調査期間は、令和7年12月頃～令和8年1月頃を想定しています。第3回こども・若者部会にて、調査結果を報告する予定です。調査内容は、資料5-1からご覧ください。対象者別でアンケートを分けているのは、それぞれにわかりやすい言葉で作成しているためです。アンケートの鑑文には、アンケートの目的を記載しています。次に、「この調査は、だれが答えたのかがわかることはありません。また、学校の先生やおうちの人伝えたりすることはできません。」という守秘義務についてうたっています。また、「みなさんから回答していただいた内容は、和光市子どもの権利条例の制定に向けて反映していきます。ご協力をお願いいたします。」という文を記載しています。注意には、「あなたのことについて、ありのままの気持ちを答えてください。それぞれの質問の中で、あてはまるものを選んでください。名前は書かないでください。質問の中で、答えたくない質問がある場合には、答える必要はありません。下の二次元コードをタブレットで読み込んでください。」と記載し、ア

ンケートの表紙としています。続いて、資料5－3のアンケート内容をご覧ください。まず、1ページには、学校と学年、性別、一緒に暮らしている人を尋ねています。次に、Q5の質問項目は、「あなたはまわりのおとなに自分の話を聞いてもらっていますか。」とし、「聞いてもらっている/どちらかといえば聞いてもらっている/どちらかといえば聞いてもえていない/聞いてもらえていない」のうち1つ回答していただくようにしています。Q6は「あなたはまわりの人の意見や気持ちを大事にしていますか。」、Q7は「あなたは、自分のことが好きですか。」という質問にしています。Q8は、「あなたは子どもの権利について、知っていますか？」という質問項目に対し、「内容を知っている/言葉は聞いたことがある/知らない」という選択になっています。Q9は、「子どもの権利には、次のようなものがあります。全て大切な権利ですが、あなたが和光市において、特に大切にしてほしいと思うものを3つ教えてください。」としています。Q10は、「あなたやあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利をすべて選んでください。」としています。Q11は、「「子どもの権利」とは、子どものみなさんが安心して生活できること、自信をもって生きていくこと、自由に意見を行ったり活動したりすることができることなど、自分らしく健康に生きる上で大切なものです。子どもの権利について、思ったことや伝えたいがあれば、自由にご記入ください。」とし、自由記述になっています。最後に、Q12は、「あなたは和光市が好きですか。」という質問にしています。以上、12個の質問について、子どもたちに回答していただきたいと考えています。

## 中部会長

---

ありがとうございました。以降は和光市市民参加条例第12条第4項第3号に基づき、非公開となります。

今事務局から説明がありました、議題(2)の「子どもの権利に関するアンケート調査について」、及び議題(1)にもあります「子どもの権利」全般について、ご意見等がありましたらお願ひします。

## 各委員

---

(非公開 意見交換)

## 中部会長

---

ありがとうございました。今出た意見が本会議に報告され、アンケートに反映されると思います。本日出た意見について、事務局よりお願ひいたします。

## 事務局（渡邊統括主査）

---

まず、アンケート調査の対象の範囲、アンケートの目的を明確に示すこと、高校生が関心を引くようなキャッチコピーをつけるような工夫をすること、権利の部分の質問項目を可能な限り分かりやすい形にすること、そして高校生には直接学校に行って説明し回答をもらうこと、以上のご意見をいただいたことを本会議に報告いたします。

## 中部会長

---

20代前半の人々を調査対象とするかどうかは、本会議でも検討されることだと思います。市HPや公式LINEに掲載し、アンケートを実施するかどうか検討していくと思います。高校生に向けては、実際に出向いてアンケートを依頼することが意見として挙げられました。

### 事務局（渡邊統括主査）

---

条例制定に向けては、イラストや図を用いてわかりやすいかたちで作成したいと思います。

### 中部会長

---

今出た意見については、本会議で報告し承認されれば、そのように進められると思います。

### 森田コーディネーター

---

どんな意見が出てどのように反映したかということを本会議で説明し、本会議で出た意見も反映しつつ、決定していくということになります。このことは言ってほしくないということがあれば、事務局の方にお伝えください。特に問題がないようでしたら、私の方から報告させていただきます。具体的な実施については、本会議で決定したことはすぐにお伝えします。ただ、将来的につながるようなことは、この後ということになります。

### 中部会長

---

進め方について、何かご意見・ご質問はありますか。

### 委員

---

特になし。

### 中部会長

---

追加の意見等ありましたら、事務局にお伝えください。

それでは、議題(3)「その他」について事務局から説明お願いします。

### 事務局（渡邊統括主査）

---

資料6をご覧ください。前回の第1回会議の審議結果になります。ご意見等ございましたら、週明けまでにお知らせください。

### 中部会長

---

何か意見があれば事務局にお伝えください。

## **委員**

---

特になし。

## **中部会長**

---

ありがとうございました。委員の皆さんからいただいた意見の反映については、事務局との調整を私にご一任いただき、11月13日に開催されます本会議に報告させていただきます。

他に、議題(3)「その他」について事務局から説明お願いします。

## **事務局（渡邊統括主査）**

---

今週末、11月9日に和光市民まつりが開催されます。子ども家庭支援課においても、ブースを出し、わこう★こども意見ぶらすリーダーとともにこどもたちの意見を直接集める予定です。

続いて、和光高校文化祭のチラシをご覧ください。和光高校は来年度、和光国際高校と統合されます。今年度は和光市商工会青少年部と共に、11月8日に最後の文化祭が開催されます。

最後に、先日、市政施行55周年記念特別表彰式にて、岩橋委員がスポーツ功労賞を受賞されましたので、こちらで報告させていただきます。おめでとうございます。

## **中部会長**

---

ありがとうございました。以上で、本日のすべての議題が終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第2回こども・若者部会を閉会いたします。

## **一同**

---

ありがとうございました。

以上

署名人

---

署名人

---